

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第43回） 議事要旨

1. 日時

令和8年3月31日（火）16時00分～17時20分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹村総務審議官、山崎大臣官房長、近藤大臣官房審議官、
佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、坂入同局放送業務課長、
西村放送政策課企画官、増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審
査官、佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、
本橋同局放送施設整備促進課企画官、岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）今後の衛星放送インフラのあり方等に関する意見募集の結果について

事務局より、資料43-1に基づき、説明が行われた。

（2）意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【落合構成員】

資料の取りまとめ、ありがとうございます。衛星放送インフラの在り方について、色々な貴重な意見がいただけたのではないかと考えております。その上で、気づいたところを若干申し上げたいと思います。

今回の御意見の中で、衛星放送インフラのコストの低減化やその活用の在り方、制度についても御意見をいただきましたが、全体として目指しているところとしましては、主にハード側の負担の合理化と

いうところですが、一方で、設備や主体を統合していけば合理的なコスト低減になるかという点、必ずしもそれだけでは実現ができないような場合もあると思います。つまり、インフラを担う側というのは独占的ないしはそれに準じたような立場になりやすいところがあって、そうしたときに、コストだけではなくて、いわゆる附帯的な条件や、それを利用するための新しい技術の利用といったところについて、関係者の方との十分な対話がなくなってしまうと、必ずしも合理的ではない仕組みになってしまうということが、放送の業界というより、ほかの業界も拝見しておりますと、時に見かけることがあるように思っております。瀧構成員も参加されている金融の分野でもよく、そういった統合的なインフラの事業者に対しては、いわゆる透明性やガバナンスといったようなことを議論しているということ、公正取引委員会などから調査報告書などが出たことを契機にして行われたりすることもあります。必ずしも競争当局だけがそういうことを考えるものでもなく、総務省であったりとか、関係するインフラの運営主体になられるような方々が積極的に外部の声を取り入れていくような、そういったガバナンスを整備していただくということが、コスト低減につなげるという点もそうですし、いろいろな利用条件について、コストだけに限らない、細かいところもしっかり配慮して準備していただくために重要ではないかと思われました。直接的には必ずしも御意見の中に出ていなかった部分もあるかもしれませんが、そういったところを示唆するような御意見もあったようにも思いますので、今後、関係する放送事業者の方々の負担軽減と良い事業につながるように、ガバナンスの整備というところもぜひ併せて行っていただけるといいと思われました。

(4) 検討会取りまとめ（第4次）（案）について

事務局より、資料43-2及び資料43-3に基づき、説明が行われた。

(5) 意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【瀧構成員】

まず、取りまとめの内容につきましては、異存ございません。4年強の検討の序盤の頃を思い出しますと、私も放送政策はあまり関わったことがなかった頃でしたので、この制度の見取図といいますか、危機感を一望できる資料がないかと総務省に聞いたところ、一つにまとめたものはないというのが当時のお答えとしてありました。その頃に比べますと、当然ですが非常に強い危機感をきちんとグラフィカルに示していたり、その中で、例えば野村證券の資料が分かりやすかったですが、通常の産業界における分析に照らして、それをどう捉えるかであったりとか、この4年強の中では、芸能界の在り方や放送局のガバナンスの在り方でも、多くの方がむしろそれを意識するような機会が何度もあったりもしま

したし、公共放送の在り方においても、色々なインターネットを活用した方法も変化があったというところで、実は非常に質的には大きな変化があった反面、視聴の量といいますか、ビジネス規模とか、人口動態に関連するデータというのは、トレンドになかなか抗うことが難しいと感じるところの問題意識を非常にきれいに映し取った報告書になっていると考えております。

一点、これは追加をお願いするわけではありませんが、例えば、この業界でよく取り上げる広告費のマーケットの規模のグラフがあります。インターネットの広告費は、人口減にもかかわらず、力強く伸びているところがあるわけで、そうすると、良い面で言うと情報を届けやすくなることであり、情報のアテンションをめぐる競争も激しくなってしまうので、色々な規律をもたらしていく方法が必要な中で、放送というのはやはり、取材や編集にきちんと裏打ちされた情報を発信する場所ではありますので、なかなか苦しい戦いではありながらも、そういうところの重要性にはきちんと向き合っていく必要があるという点が本当に丁寧に述べられていると思っている次第です。

今後、いずれまた大きな危機感を考えるような取組を行う際に、恐らく、今のレポートで主とした取上げがないものの、ソフトウェア業界で完全にアジェンダになっているのは、ユーザーがAIをものすごく使うようになるということです。私は、よく例えとして、ブラウザーの代わりにAIが出てくると申し上げていまして、ブラウザーの上でやることが軒並みAI経由でやられるようになったときに、私たちは情報をどう選択するのかであったり、最初にどのような画面を見せるのかというところであったりとか、変なところに誘導されないように選択を行える環境を整備できるのかといったところについて、もっともっと何らか手段を持たなければいけない可能性も出てくると考えていまして、今はまだ自動的にネット系のコンテンツが強く選ばれているというところから、AIがファーストチョイスとして強制的にインターネット側のコンテンツを出してくるような状況になったとき、プロミネンスという言葉はどう捉えていくのかというのが、恐らくアジェンダになっていくのではないかと純粋に思っている次第です。この流れに乗り遅れると、私の所属している業界であるSaaSは死んでしまうと言われていまして、自らもっと使われるような利便性であるとか、価値を届けられるような場所に立てるように、より多くのコンテンツであるなり、事業者が戦わなくてはいけないところが出てきていると思っていますので、AIがかなり当たり前になったときに、今頑張って守ろうとしている価値をどうやって保全できるのかというところは引き続き重要なトピックだと思いますし、今やるべきことをきちんとやることとその価値につながるのだと考えている次第です。私の今後に向けた問題意識は、そういうところなんです。まずは、取りまとめの労を取られた皆様に敬意を表します。

【奥構成員】

今後議論しなくてはならないことがたくさんあるということ、私なりに整理しながらお話を差し上

げたいと思います。

先ほど瀧構成員からお話がありましたとおり、4年強にわたって本検討会が開催されてきました。その間に日本の広告費の数字は全体で8兆円となり、そのうちインターネットが過半数の4兆円を超え、インターネットの中の動画広告費が1兆円を超えました。つまり、8兆円、4兆円、1兆円という、非常に分かりやすい数字になっています。テレビメディア広告費は1兆7千億円台で、ほぼ前年並みでした。衛星メディア関連（BS・CS・CATV）にフォーカスすると1,200億円台でした。今後この勢いでインターネットが様々な意味で放送を包含し、販促・プロモーションも包含していくことが予想されます。加えてテレビメディア広告費が最盛期に2兆円を超えていた規模の半分である1兆円までインターネット動画広告が伸長していることをしっかり認識する必要があります。この動静は今後も続くと思定されます。

そんな中で、今回のとりまとめ案のコアは、同一エリア内のマス排緩和です。これは、放送という現在の仕組み、民間放送70数年の歴史の仕組みを維持するという意味を含んでおり、そのためにコストを圧縮できる選択肢を用意するということかと思えます。しかし、インターネットがある時代に、改めて放送を維持・拡大（エンハンス）するとか、価値を向上させるという、骨太の考え方には基づいていないのではということを感じます。骨太の議論を進めるための最も重要なキーワードは、放送の再定義だと思います。過去のとりまとめ案には放送の再定義が文章の中に必ずあったと思いますが、今回は弱いと感じます。

例えば、放送なのか配信なのかということに関して、過去のとりまとめ案では、技術的な要件ではなく、役割やミッションと紐づけて考えるべきという一行が入っていました。ここでもう一度振り返ると、放送とは1対多であり、配信とは1対1なのだということであり、自動公衆送信といった言葉が出てきます。そんな中で、テレビは直接受信の場合、RF信号としてテレビの受像機まで全ての放送信号が来ていて、チューナーでその中の1つを選んでおり、1対多であるということです。それが同軸ケーブルで再放送されているのがケーブルテレビであり（周波数変更をしていればトラモジ、そうでなければパススルー）、これは放送として取り扱われています。しかし、伝送路がOVER IPとなった場合は、見たいコンテンツをユーザーの端末からリクエストして見に行き、1対1であり、ユニキャストということになります。これが、NHK ONEであり、TVer、今回WBCで話題になったNetflixということになるわけです。その間に位置づけられるのが、光回線によるマルチキャストです。途中までリクエストベースで拾いに行き、2局までだったら同時受信が可能という、少しキャップがかかった状況になっています。

この理屈で、配信と放送に関して云々という議論をずっと続けていますが、本当にそれで良いのでしょうか。例えば、放送と通信という意味合いで言うと、放送は皆に見てもらうのがメインですから、もちろん有料課金やCASが開いている開いてない、IDを持っている持ってないなどの差はありますが、基

本的に番組コンテンツは何人が見ても、何も問題がありません。一方で通信は内容が秘密ということになります。この部分は重要な区分だと思いますが、これ以外の、配信と放送の1対多とか1対1といったところは、今や関係がないのではないかと感じます。ここを解決していくということになると、まず、権利処理があげられます。一般的な同時配信でのフタかぶせは日本固有の課題です、(今回、NHKさんの努力によって、春の高校野球はふたかぶせがなくなりました)。それから、ローカル局に対して自社制作番組比率を上げるとする文章が今回のとりまとめ案にあります、自社制作比率を上げてでも儲からないとも書いており矛盾します。実際は、放送波においては、キー局や準キー局が製作した番組コンテンツを系列局が自社のローカルエリアで流しているわけですが、配信でも同じことができないのでしょうか、権利を持っていない者でもみなし放送としてできないのかということのを改めて考えるべきだと思います。

それから、NetflixでのWBCがあれだけのプレゼンス、映像クオリティ(ほとんど4Kスペック)を配信で実現できたこと、私の視聴体験として、ログイン/ログオフを繰り返しても、すぐに見ることができました。視聴の途中で一切落ちることもありませんでした。いわゆる輻輳もありませんでした。これはユニキャストです。外資のプラットフォームはここまで技術としてやってきている中で、放送と通信・配信で、著作権隣接権を分けることが必要なのでしょうか。Netflixの配信は堅牢な仕組みとして感心します。

それから、プロミネンス。これも当然ですが、どの番組(コンテンツ)を目立たせるのかという議論になったときに、放送の役割と定義が前提にないと議論ができないはずです。

それから、ユニバーサルアクセスも同じです。どのスポーツコンテンツ、あるいは文化を、国を代表するコンテンツとして見せるのか、見てもらうのかというときも、放送の役割と通信の役割、それから権利の問題、値段の問題など出てきますが、やっぱり骨格は放送の定義と放送に何を求めるのかということの前提条件を骨太に語る必要があるのではないかと思います。

さらに、データ利活用。これも、ネット側はPDCAが回りやすくターゲットングしやすいということが広告主の出稿ニーズを促進する理由になっているわけですが、放送においても、やろうと思えばできるわけです。しかし、個人情報保護や様々なことがあって、紆余曲折の末止まっているということです。

こうやって考えますと、権利処理、ユニバーサルアクセス、プロミネンス、データ利活用、ありとあらゆるものが、放送の定義とミッションのところに関わります。しかしながら、今回のまとめの概要と本論には、その枝葉部分は全部書かれていますが、骨格の部分をあまり強調していません。今後の議論の中でぜひ引き続きやってほしいということを感じたというのが、コメントです。

最後に、表現について一つだけ。資料43-2の第2章で、地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保となっており、一つ目はローカル局の経営状況、二つ目は地域情報の発信に関する取組です

が、三つ目は視聴データの利活用となっており、ここは座りが悪いと思います。これはローカルの話ではなく、放送全体の話です。そういう意味では、第5章の左下に視聴データの利活用が入るのは分かりますが、第2章の中に入っているのはローカル局固有の課題だと見えるのは少々座りが悪くないかということで、もし何らかうまい整理の仕方があれば、修正していただきたく思います。

以上です。まとめに関して大変御尽力いただいた皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

【三友座長】

今御指摘いただいた点は、この取りまとめの中で議論し切れておりませんが、今の状況・環境からするとまさに喫緊の課題であるとも言えるわけであります。引き続き、この後、総務省の中で鋭意検討していただけると私も期待しております。

最後に御指摘いただきました第2章の三つ目ですが、これにつきましては、御指摘のとおりだと私も感じますが、事務局はこの点につきまして、いかがでしょうか。

【佐伯放送政策課長】

ご指摘の視聴データの利活用に係る記述につきまして、当初は事務局としても第3章に置いていたのですが、必ずしも配信と紐づいているわけでもなく、第2章、第3章、第4章のどこに置くのか検討し、消去法的に第2章に置いた次第でございます。ローカル事業者固有の課題に見えないかという点につきましては、誤解がないように何らかの語句を補うなりして修正ができないか、座長と相談させていただければと思いますが、構成自体は、どこに置いても若干座りが悪いというところもございまして、現時点では第2章に置きつつ、少々文言を修正することを考えております。

【三友座長】

第2章から動かすことについては抵抗感があるような感じでしたが、全体の構成からすると、そのところは少し柔軟に考えていただいたほうがよろしいかもしれません。また御相談させていただきたいと思います。

【央戸構成員】

4点ほど申し上げたいと思います。

まず、全体として、この取りまとめをいただいたことについて、大変な労作であったと思います。事務局の方々に御礼申し上げたいと思います。

最近、ある場所で放送の関係の話をした際に、放送業界の経験の多い方々から、最近の放送に関する政策文書において、そもそも放送は何のために重要なのか、放送の自由の意義は何か放送の現場で忘れられることがあるので、そういう理念はきちんと書いておいていただきたいという御注文を受けて、あっと思っていました。今回、この報告書本体の冒頭もそうですし、あるいは最後の「おわりに」の部分におきましても、信頼を含めてしっかり書いていただいているので、その点は良かったと思っております。まず、これが1点目でございます。

2点目でございますが、今回の取りまとめにおいて一つ大きな方向性は、マスメディア集中排除原則についてさらなる見直しを行うということであり、この点も異存があるわけではございません。しかし、これに関連してですが、報告書本体の53ページから基幹放送普及計画についても言及がございます。この中身に異論があるというわけではございませんが、マスメディア集中排除原則などと併せて考えてみますと、基幹放送普及計画の制度の意義や位置づけも、だんだん変わってきている、あるいは、変えるべきではないのか、放送概念の捉え方とも関連して、そう言えるのではないかと思いますので、この場で申し上げておきたいと思えます。

従来の基幹放送普及計画、あるいはその前の仕組みは、とにかく、放送というサービスが国民の間に普及される、非常に量的な意味で普及されることを進めてきた。それは、典型的には1県4波化であり、マスメディア集中排除をかけることによって、広く多くの人々が放送サービスに関わり、また、放送サービスを受容することを進めてきたものと思えます。しかし、後に述べることにも関わりますが、現在、多くの主体がデジタル空間において公共的な情報を発信して、それは真実か、そうでないかということも含めてですが、広く伝播する。さらには生成AIが登場するといった中で、もともと基幹放送普及計画は、当時、放送という圧倒的に強力な電波を用いたサービスの在り方をきっちり規律しておけば国民の知る権利が適切に守られるということであったところ、今のような、デジタル社会、デジタル空間の中で信頼できる情報が確実に国民の手元に届き、公衆を形成することを確保できるものとして、もともと基幹放送という概念そのものにそういう意義が込められていたのではないかと思います。デジタル社会の中で基幹放送制度についてくっきりと浮かび上がってきているのではないかと思います。そうした観点から見ますと、信頼できる情報を継続的に発信し続ける主体としての基幹放送の事業者の数や、その活動の範囲についても、今のような観点から再整理をし、必要な見直しを行うことになってくるのではないかと思います。このたび、民間放送の世界におけるガバナンスの問題について、別の会議体で議論させていただき、その結果は総務省の基幹放送普及計画の中に反映されたと思えますが、その点もこのような観点から理解できるのではないかと考えております。

3点目の論点は、54ページにあるテレビ番組のインターネット配信の在り方、あるいは、55ページにあるプロミネンス等々の話です。これも突き詰めれば、放送概念、放送の定義に最後は行き着くのだろ

うと思いますし、私自身、そういった報告をこの場でさせていただいたこともありますが、いずれにしても、同時同報で人々の手元に届く、そして、公衆形成に役立つ、あるいは公衆形成を意図して発信される公共的な情報がしっかり届くという観点から、これらの議論もしっかりしていく必要があるのではないかと思います。一つは、手元にきちんと届かない、インターネット経由で届かないということがどこかであるというのであれば、それはまた問題でありますし、また、生成AIなどが出てくる中で、誰が発信したのか分からない、テレビ局を偽装して、テレビ局であるかのように偽の番組をつくって発信するとか、これは典型的な例ですが、差し当たり基幹放送を念頭に置きますが、基幹放送のサービスを行う事業者が真正なものとして作成した番組コンテンツが、確実にテレビ番組、この会社がつくったもので、その中身に責任を負っているのだということを担保して、手元に届く、公衆に広く届くことを担保する。こういう観点から、放送概念であるとか、プロミネンスの議論をすべきではないかということで、先ほどの奥構成員の議論に違う角度から共感を持ったところでございます。

最後、4点目でございます。これまで御議論ありましたとおり、この検討会で十分詰め切れなかった論点はいろいろあると思いますが、これは、放送という側から検討しているときに、あれこれ見えてきたということであって、今後は、インターネット全体、したがって、放送事業としても、地上放送、テレビジョン放送、ラジオ放送の話が出てきましたが、広く、地上系・衛星系のテレビジョン放送、ラジオ放送が、インターネットを含めた情報空間全体の中でどういう役割を果たすべきか、期待されるべきかといった観点から、ここで挙げられた宿題、整理された宿題について、さらなる議論をしていくべきであり、総務省においてそういった議論を進めていただければと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。ありがとうございました。

【三友座長】

いずれも大変貴重な御意見でございまして、お伺いして共感するところは非常に多かったのですが、宍戸構成員がおっしゃったことの大まかなところは、報告書の「おわりに」の最後の段落に、私が書かせていただいたところでございます。今後の検討にぜひ期待したいと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【林構成員】

まず、三友座長及び事務局におかれましては、長期にわたる精力的な検討作業を行い、今次の取りまとめ案を御準備いただいたことに、心より敬意を表して、感謝申し上げます。その上で、私からも、今後の期待も含めてコメントを申し上げたいと思います。

ここで改めて確認したいのは、この検討会はもともと、2030年を目途にした放送制度の在り方を見据

えたものとして4年余り前に開始されたということでした。当時は2030年というのがある程度先の目標として設定されましたが、今や2030年というのには目前に迫っているということでございます。今次取りまとめにおいても、さらなる検討を行うことが適当との留保付きで複数の重要な論点が挙げられておりますが、今後の検討フェーズにおいて、これまで以上にスピード感を持って議論を加速化させていくということが重要になってくるように思います。

私はそういう問題意識を持っていた中で、個人的に衝撃を受けた点を申しますと、2024年5月に英国の情報通信規制機関であるOfcomが「テレビ配信の将来 (Future of TV Distribution)」と題する報告書において、地上波テレビを維持すべきだとする社会的合意は既に崩れたとの趣旨の認識が示されており、それを目にしたときは放送制度を研究する一人として非常に率直に衝撃を受けたということがございました。公的な規制機関がここまで踏み込んだ表現を使ったという事実は単なるイギリスの国内事情にとどまらない重みがあると思ひまして、もっともOfcomの報告書の問題意識そのものについては異論もあるかと思ひますが、ここまで言い切っているのかと正直思ひましたし、他方、世界的に見て、日本だけでなく、主要な各国の当局がそういった現状認識を示しているという意義は小さくないと思ひました。これだけではなく、BBCの会長が2025年5月に、2030年中にはIPのスイッチオーバーを実現するのだと呼びかけたということも、この流れを加速しているのだと思ひます。

こういったことの大きな背景には、単なるインターネット配信の普及にとどまらず、AIの急速な普及があると思ひます。AIによるコンテンツ生成、推薦・パーソナライズというのが高度化する中で、情報環境はますます複雑化あるいは孤食化・個人化していくと思ひます。そうした時代だからこそ、電波という広域一斉の情報伝達手段が持つ技術的な強靱性、すなわちインターネットへの依存なしに大量の情報を瞬時に広域に届けることができるという特性の意義はむしろ一層重要になると思ひますが、特に災害時における情報伝達はもちろんのこと、AIが生成・媒介することにより偽・誤情報が氾濫する時代においてこそ、放送が担う技術的・社会的役割を強調しておく必要性はあると思ひます。

他方で、先ほど御紹介申し上げた英国のような動向を踏まえると、今後の検討フェーズでは、IPスイッチオーバーを含む様々な将来像を選択肢として幅広く俎上にのせて、それぞれの条件とコストを丁寧に比較検討しながら、議論としては一層加速化していくということが求められるのではないかと思ひました。今回の検討ではそこまで議論することは時間的に難しかったというところもありますし、そもそも、ローカル局の地域情報機能や災害時の冗長性確保といった日本固有の条件との整合性の検討は不可欠だと思ひますが、日常生活を送っていても、AIの進化というトレンドを踏まえると、現状のインフラの維持を所与の前提とする在り方そのものを問い直す時期がもしかしたら早晩来るかもしれないという、何か不安のようなものを感じます。

さらに、AIの進化というのは放送の概念そのものを変容させる可能性もあるのではないかと思ひてい

まして、これまでの放送というのは、全ての視聴者が同じ内容のある種受動的に受け止めるという、一斉性・同時性を本質としてきましたが、AIによるパーソナライズが進むと、個々の視聴者が、それぞれ異なるカスタマイズされたコンテンツを受け取る形態というのが主流になっていくかもしれない。そういった形態がテレビの受像機で可能になってくると、それは従来の意味での放送と呼べるのかという問いが生じます。制度論としても、今回は十分に議論されなかったかもしれませんが、放送の定義や規律の根拠を再考する必要は出てくるのではないかと思います。

こういった、今後深刻化していくような色々な問題を考えると、最後に申し上げたいのは、今次取りまとめをもってこの検討会の議論はある意味一区切りを迎えるかと思いますが、放送の在り方をめぐる本質的な問いは、むしろこれから本番になってくるのではないかという気もいたします。技術の進化と社会の変化はとどまるところを知りませんので、今回の取りまとめというものが明日からの出発点となるような局面が続いていくわけでありまして、総務省にお願いするののかどうか分かりませんが、引き続き、幅広い関係者が参画するような形でこの議論を継続・発展していただきたいと、一市民として期待しているところでございます。

【三友座長】

まさにAIが世の中を変えている、シンギュラリティもより近くなってきているということもありますので、そのことが放送にどういう影響を与えてくるかということも真剣に考えていかななくてはならないと思いますし、先生が御指摘されたように、放送そのものもパーソナライズされていく可能性もあるわけでありまして。その意味でも、放送とは何なのか、放送の定義というものを考えなければいけないと、まさにおっしゃったとおりだと思います。今後の検討にぜひ期待したいと思っております。どうもありがとうございました。

【大谷構成員】

まずは、この取りまとめに当たられました事務局と、それから、御協力いただいた、たくさんの資料をくださった、プレゼンテーションをされた皆様に御礼申し上げたいと思います。

資料についてコメントさせていただきますと、本体資料の54ページで今後の方向性について述べられている中に、「特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を行うことが適当である」というまとめになっております。たくさん議論してまいりましたように、自社制作番組の拡大には非常に大きな経営資源を要することから、非常に難しいことをさらりと書いてしまっておりまして、ローカル局の経営をされている皆様に対して少々申し訳ない気持ちがあるということをお伝えしたいと思います。とはいえ、ローカル局の番組でありまして、インターネットを通じ

て、ほかの地域、あるいは世界でも視聴可能になるといったことを踏まえ、そのことは難しい事項ではありますが、挑戦を続けるだけの意義がありますし、また、現在のローカル局の経営におきましてもまだまだポテンシャルはあると、私は考えております。今後、相互のローカル局が連携する、ほかのメディアとも協力し合う、あるいは人材育成や技術交流、先ほどAIなどのお話も出ていましたけれども、そういった最新技術も取り入れることによって経営資源を有効に活用するための時間はまだ残されておりますので、今後の方向性の中にさらりと記述していることについて、ぜひ関係者の御理解をいただけたらうれしいと思っております。文面に対する修正案ではなく、私としての、ここの部分についての思いを御説明させていただきました。

これまで構成員の皆様からは全体にわたってのコメントが続いていますので、私からも一言申し上げたいと思います。この検討会に参加しまして、私自身の問題意識としては、情報伝達的手段は多様なものになっていますが、ラジオもテレビも、ローカル局もキー局も、あるいは、平時であろうと、災害時であろうと、従前の放送が果たしてきた情報空間上の役割をどのように生かしていくのかという、そのことが問題意識としてございました。果たしてきた役割に対して必要なアテンションが払われているかといえば、だんだんそうではなくなっている現在ですが、この役割が持続可能なものになるように、また、収入が確保されるためにはどうしたらいいのかと、そういった思いで参画してまいりました。その点からしますと、今回の報告書で、三友座長に御執筆いただいた、「はじめに」のところでは「今年は放送の歩みを顧みる重要な年」ということと、「おわりに」のところでは「取材及び編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信といった放送の価値・役割が今後も適切に発揮され、放送が健全な民主主義の発達に資すること」といった意見が述べられている点、非常に感銘を受けて読ませていただいております。

経営の選択肢を増やすということで、今回の取りまとめの目玉の一つであるマス排の緩和といったこともありますが、これからの経営の選択肢をどのように使われるのかといったことにおいて、経営戦略については、従前からの視聴者を大切にしつつ、また、インターネットなどを通して伝わる新たな視聴者との関係をどのように構築するのにかかっていると捉えておきまして、私としましても、その行く末をこれからも見届けさせていただきたいと思っております。その意味で、今後の検討課題は非常に多いですが、関係する皆様への応援のメッセージとして、一言申し添えさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

【三友座長】

まさにそのメッセージが形となって次の議論において実を結ぶことを私も期待しております。どうもありがとうございました。

【飯塚構成員】

報告書（案）の取りまとめありがとうございました。1点だけ、放送の価値・役割に関してコメントをさせていただきます。

放送の価値や役割については、取りまとめ（案）の4ページに記載されていると思いますが、これまで主として、憲法が保障する表現の自由の下で、国民の知る権利を支え、健全な民主主義の発達に寄与するという観点から整理されてきたものと認識をしております。一方、憲法には第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されているところであり、放送の役割を考えるに当たっては、この規定との関係についても一定の整理を行う必要があるのではないかと考えられます。健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、災害時における生命・身体の安全に関わる情報はもとより、文化的な生活を送るために最低限必要となるであろう情報が誰に対しても確実に届くことが不可欠になると思われます。放送は、こうした情報を広く安定的に提供することが可能な、極めて重要な社会インフラの一つになっているかと思えます。社会環境の変化に伴って健康で文化的な生活の内容は変化していくものと考えられますが、それを保障するために、どのような情報やコンテンツが最低限必要とされるのか、また、それらを国民に安定的に届け、誰もが平等に利用できるようにするために放送インフラは今後どうあるべきかについて、現行の電波に依拠した放送制度の見直しを含めて、中長期的に検討していかなければならないと思われます。

先ほど林構成員から英国の事例が御紹介されましたが、実は昨年12月に、欧州委員会の諮問機関であるRSPG(Radio Spectrum Policy Group)という電波（無線周波数）政策グループが発表した2030年から2040年の放送用周波数の利用状況に関する報告書によりますと、現時点では僅か4か国だけではありますが、スウェーデン、オランダ、スロベニア、ルクセンブルクは地上波を終了する計画であると報告されております。現時点で明確に表明した国があったこと自体に私も非常に驚きましたが、電波に依拠した放送制度には限界があるということがこういった状況から見てとれるかもしれません。

メディア環境が大きく変化する中において、これまで放送が果たしてきた公共的な役割を今後どのように再整理していくのかを考える上で、憲法第25条の観点から改めて捉え直すことは一定の意義があると考えられます。

長くなりましたが、以上になります。

【三友座長】

まさにおっしゃるとおりで、憲法第25条の文言に、放送がいかに寄与できるか、あるいは、放送がその内容を保つことができるかということは、今後の放送の在り方を含めて、また考えていかなければならないと思えます。技術がどんどん進歩しますので、その中で放送の定義というものがどのようになっ

ていくか、引き続き注視していきたいと私も思っております。ありがとうございました。

【落合構成員】

取りまとめ、どうもありがとうございました。第4次ということで、私も瀧構成員と同じタイミングから参加をさせていただきまして、それ以来、いろいろな形で検討に関わらせてきていただきましたが、非常に長くこのテーマで検討をしてきたのだというのも改めて振り返ってきたところでもございますし、当時、最初に議論が始まった際に、まさしくマス排についても手を入れるのかどうかというところから議論になってきたところではありますが、むしろ、その奥地に至るようなところまで議論が届くようになってきたのではないかと思っております。この検討自体の進化といいますか、そういったこと自体については非常に意義があったのではないかと思っておりますが、現状の状況を踏まえて何点かコメントをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目ですが、AIとの関係というのが各構成員からも議論があったと思っております。瀧構成員がおっしゃっていましたが、情報を参照するための接点ということが改めて大きく変わってきております。従来、情報空間というのは、検索エンジンとか、いわゆるビッグ・テックと言われるような企業を介してとか、そういう情報の接点を持っていたところが、次第に、同じような共通するビッグ・テックの企業もありますが、AIサービスを提供するような事業者を経由した情報の流通の構造になってきているように思っております。また、それだけではなくて、いわゆるWeb2.0と言われていたような時から民主化という言葉方をされてきておりまして、コンテンツ自体もある意味での生成というのも本質的に民主化をしてきているというところもあるように思っております。

一方で、この民主化というのは何なのかということもあろうかと思っております。本来的に様々な発信者がそれぞれの意見を十分に闘わせるということ自体は、従来、非常に貴重なことだとされてきた側面もあるように思いますが、一方で、偽・誤情報とか、そういったものに起因するような、こういった状況になってきている中では、情報の参照点に放送事業者をはじめとするメディアがあることが改めて重要になってきているのではないかと思っております。こういった観点では、放送事業者の取組の仕方というの、放送から次第に通信へという議論をこの検討会の中でもしてまいりましたが、さらにもう一段新しい、デジタルというか、AIも含めた変革が起こってきている中で、より一層、地域の人々とか、様々な方々にしっかり情報が届くような仕組みはどうなのかということにぜひ取り組んでいただきたいと思っております。その一つとして、これまでデジタルということで申し上げてきて、そこもぜひ取り組んでいただきたいとお話をしてまいりましたが、デジタルで見る世界は、これまでのデジタル以上に、さらに速いAIという動きも出てくる中だと思っておりますので、ぜひそこまでしっかり正面から受け止めて取り組んでいただきたいと思っております。これまで、地域情報の発信や経営基盤の安定的な確保と

というのが重要だと申し上げてきた裏側としては、やはり情報発信をきちんとできるようにしてほしいと。本当に経営が厳しくなってからでは、転換は実質的にはかなり困難な場合も多いと思いますので、ぜひ、もう既に危機が迫っている可能性があるということを考えながらAIに立ち向かって行って、むしろAIの時代の中できちんと発信していけるような事業の形を見つけていていただきたいと思います。

第2点としましては、第1点と少し重なるところはありますが、そういう状況であるからこそ、第1次のときから議論をして来ているエリアの多元性や地域性は、信頼できる情報がそういった形でインターネット空間ないしはAIも含めた空間の中で発信されるように、ぜひ、経営基盤の強化、ガバナンスの強化も含めて、取組を進めていただきたいと思います。これによって地域社会が形成され、地域社会の中での民主主義社会も健全に形成されることにつながると思いますので、そういった価値があること自体は改めて確認をさせていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後、第3点としては、デジタル広告の話も本日ございましたが、収益構造、これは広告もそうですし、本来的にメディアが収益の中心にしてきているスポーツとかエンターテインメント、こういったものも、インターネットプラットフォームがある種、より重要な責務であるとも思われます。やはり、取材ですとか、報道、災害対応、こういったもの以上に、より収益化できるコンテンツを提供してきている状況があるというところですね。広告だけではなくて、こういったビジネスモデルが中核になっていたところは、既に国際的にもかなり資金力があって、配信力がある事業者が入ってきている中ですので、改めて、持続可能性、さらにそれが成長につながるようなビジネスモデルの転換、これを図っていただきたいと思います。最後に改めて申しますが、経営基盤の強化とか、継続的な、より安定的にできるようにというのはあくまで時間稼ぎのほうですので、ある瞬間にはちゃんと攻めの戦略に入っていたかかないと長期的に事業を確保するということが難しくなってくると思いますので、ぜひ、こういった点は改めて考えていただいて、少しでも早く取組を進めていただきたいと思います。

私のコメントは以上ですが、おおむね既に書いていただいていることを私なりに申し上げました。

【三友座長】

今お話しいただきました3点は今後の課題として非常に重要だと思いますので、引き続き、総務省の中で、あるいは、他にもあるかもしれませんが、検討していただき、実践に結びつけていただきたいと思います。

【伊東座長代理】

本日は区切りのようですので、一言述べさせていただきます。

前回、衛星放送の中核を占めるBSの右旋帯域において一定の空き帯域が生じたならばという仮定の下

で、空き帯域の利用方法に関してコメントさせていただきました。先週の金曜日と昨日、BS4K放送の終了が3社から相次いで発表されました。恐らく、残る2社も近々公表されるものと存じます。これで、10か月後には、前回申し上げた仮定が現実のものとなります。衛星放送サービスがシュリンクすることのないよう、次期衛星の公募条件、免許方針と共に、BS右旋の空き帯域の利用方法について、具体的に検討する必要があると思います。次期衛星につきましては、多くの放送事業者が求めておられるように、その調達及び打ち上げ費用の低廉化が一丁目一番地の課題になると思います。聖域を設けない検討が必要であり、特に経済合理性に着目するならば、例えば、稼働衛星としては本機と予備機があれば基本的には十分でしょうし、また、地球局の配置については、それらの気象状況の相関が低くなるような2か所程度で対応可能なのではないかと推察いたしております。つまり、余分な設備は保有しないことが重要になるのではないかと思います。こうした努力を重ねて、その結果安価になったトラポンの利用料等を提示することが、現行の放送事業者の撤退防止につながるとともに、空き帯域への参入希望者を募るための呼び水になるものと思われまます。今、放送分野に求められているのは、サステナブルな放送メディアの確立であり、地上放送、ケーブルテレビ、衛星放送という物理特性の異なる放送メディアが重層的に存在し、お互いに補完し合う環境を維持することだと思っております。衛星放送が今後もその責務を果たすことができるよう、関係者の一層の御努力を期待いたしております。

以上でございます。ありがとうございました。

【三友座長】

伊東座長代理には、長い間、衛星に関して御議論をいただきましたが、まだまだ検討すべき課題が残っているということだと理解いたしました。引き続き、総務省の中で検討を続けていただきたいと思います。ありがとうございました。

皆様から第4次取りまとめ（案）について修正の御意見もいただいたところでございます。本日の議論を踏まえまして、第4次の取りまとめ（案）につきましては、もしよろしければ座長一任とさせていただきます。ただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【三友座長】

ありがとうございます。必要な修正を行った上で、パブコメを実施したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から最後に何かございますでしょうか。

【佐伯放送政策課長】

構成員の皆様方から、今回、あるいは第1回から振り返って、様々なコメントをいただいたかと思えます。誠にありがとうございました。

今回、放送の役割・定義につきましては若干弱いというような印象を受けられたとのコメントもございましたし、あるいは、今後、AIとの関係についても改めて議論を進める必要があるのではないかというような御指摘も受けたかと思えます。総務省といたしましても、こういった点については継続的に議論をしていかないといけないと考えているところでございます。様々なコメント、ありがとうございました。

また、今回の検討会の取りまとめでございますが、本日の御議論も含めて座長と御相談させていただいた上で必要な修正を行いまして、パブリックコメントを実施したいと考えております。次回の会合につきましては、パブリックコメントの結果も踏まえた取りまとめを行いたいと考えております。

(6) 閉会

事務局より、第44回会合については、別途構成員に案内する旨の連絡があった。